

別表第1

1. 交付対象事業	2. 交付対象事業の内容	3. 交付対象経費	4. 交付率	5. 交付対象期間
(1) 特定外来生物防除事業	特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討している外来生物の調査及び防除等	<p>本事業を行うために必要な以下の経費</p> <p>諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、無償労務費</p> <p>その他環境大臣が必要と承認した経費</p> <p>(交付対象経費の内容については、別表第3で定めるものとする。)</p>	1/2以内	1期3年間以内とし、あらかじめ設定した事業の効果に関する客観的な指標の達成状況等の評価を踏まえ、2期目も交付を受けることができるものとする。災害や生態系保全上当初想定し得なかった大きな状況の変化等特殊な場合を除き客観的な指標の達成状況が不十分と認められる場合は2期目の交付は行わない。3期目以降も同様とする。
(2) 特定外来生物早期防除計画策定事業	地域に未侵入又は侵入初期の特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討している外来生物の早期発見・防除の効果を高めるための地域計画策定及びこれに必要な調査等 ※ただし、1年目にほぼ根絶が達成され、2年目はモニタリングのみを実施する場合等は計画策定を必須としない	<p>諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、無償労務費</p> <p>その他環境大臣が必要と承認した経費</p> <p>(交付対象経費の内容については、別表第3で定めるものとする。)</p>	定額（上限250万円、定額の上限を超えた分は1/2以内）	原則2年間以内とする。
(3) 外来種対策戦略検討等事業	外来種対策全般に係る総合戦略策定及び外来種リストの作成並びにそれらに必要な調査等	<p>諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、無償労務費</p> <p>その他環境大臣が必要と承認した経費</p> <p>(交付対象経費の内容については、別表第3で定めるものとする。)</p>	定額（上限250万円、定額の上限を超えた分は1/2以内）	原則2年間以内とする。

別表第2

1. 交付対象事業	2. 交付事業者の区分	3. 間接交付事業者	備考	
(1) 特定外来生物防除事業	都道府県	<p>当該都道府県管内の市町村、地方公共団体が主体として参画する協議会、法人格を有する民間事業者、社団法人・財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、独立行政法人、その他交付事業者が特に必要と認める団体及び個人等。</p> <p>※特定の団体や個人を対象とする場合は、交付事業者が対象となる間接交付事業全体での実施計画を定め、事業の効果に関する客観的な指標を設定することが可能な場合に限る。</p>	第3条第1項第二号関係	<p>※特定の団体や個人を対象とする場合は、交付事業者が対象となる間接交付事業全体での実施計画を定め、事業の効果に関する客観的な指標を設定することが可能な場合に限る。</p> <p>※法人格を有さない団体によっては規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものであること。</p>
	市町村	<p>地方公共団体が主体として参画する協議会、法人格を有する民間事業者、社団法人・財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、独立行政法人、その他交付事業者が特に必要と認める団体及び個人等。</p>		第3条第1項第三号関係
(2) 特定外来生物早期防除計画策定事業	都道府県	<p>当該都道府県管内の市町村、地方公共団体が主体として参画する協議会、法人格を有する民間事業者、社団法人・財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、独立行政法人、その他交付事業者が特に必要と認める団体及び個人等。</p>	第3条第1項第二号関係	
	市町村	<p>地方公共団体が主体として参画する協議会、法人格を有する民間事業者、社団法人・財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、独立行政法人、その他交付事業者が特に必要と認める団体及び個人等。</p>		
(3) 外来種対策戦略検討等事業	都道府県			
	市町村			

## 別表第3

## 交付対象経費の区分と内容

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
2 旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	概ね単価が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払等に要する経費をいう。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
9 賃金等	日々雇用者に対する賃金のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬、給与、期末手当の支払に要する費用をいう。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。
12 無償労務費	事業計画に位置づけられた活動であって、満16歳以上の者の行う活動に係る無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額をいう。ただし、全体事業費の3割を超えないものとする。
13 その他	その他必要な経費で自然環境局長が承認した経費。